

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）および地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、同法の規定に基づく新たな事務の手数料の額の標準が設けられること等に伴い、新たな警察関係事務手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料について、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとします。（別表第6関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、令和4年3月15日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1)の項中「銃砲または」を「銃砲等または」に改め、同項ア中「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
--	--

別表第6(3)の項ア中「ならびに」を「および」に、「および」を「または」に改め、同項の次に次のように加える。

(3)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の受講料	
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会	3,000円
イ その他の者に対する講習会	6,900円

別表第6(6)の項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表(9)の項中「または空気銃」を「もしくは空気銃またはクロスボウ」に改め、同項ア中「伴う場合」を「伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項イ中「伴わない場合」を「伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1	7,200円（当該申請を行う者が
------------------------	------------------

項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

別表第6(9)の項に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表第6に次のように加える。

(16) 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査の手数料

9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審

査にあっては、5,600円)

付 則

この条例は、令和4年3月15日から銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行の日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1～別表第5 省略		別表第1～別表第5 省略	
別表第6（第2条関係）		別表第6（第2条関係）	
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料		銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料		(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）	ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
(新設)		イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
イ その他の者に対する許可の申請に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）	ウ その他の者に対する許可の申請に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）

(2) 省略		(2) 省略	
(3) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃および空気銃の取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃または空気銃を所持している者 <u>ならびに</u> 法第5条の2第3項第2号 <u>および</u> 第3号に掲げる者に対する講習会 イ 省略	3,000 円	(3) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃および空気銃の取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃または空気銃を所持している者 <u>および</u> 法第5条の2第3項第2号 <u>または</u> 第3号に掲げる者に対する講習会 イ 省略	3,000 円
(新設)		(3)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 イ <u>その他の者に対する講習会</u>	3,000 円 6,900 円
(4)・(5) 省略		(4)・(5) 省略	
(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900 円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、1,800 円)	(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900 円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、1,800 円)
(7)・(8) 省略		(7)・(8) 省略	
(9) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による <u>猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査の手数料</u> ア <u>新たな許可証の交付を伴う場合</u>	7,200 円(当該申請を行う者が同時に <u>他の法第7条の3第1項の規定に基づく</u>	(9) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による <u>猟銃もしくは空気銃またはクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査の手数料</u> ア <u>新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく</u>	7,200 円(当該申請を行う者が同時に <u>他の同項の規定に基づく</u> 猟銃または空気

(新設)	<p>許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>	<p><u>銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p>	<p>銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>
<p><u>イ 新たな許可証の交付を伴わない場合</u></p>	<p>6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規</p>	<p><u>イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p>	<p>7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>
<p><u>ウ 新たな許可証の交付を伴わない場合</u></p>	<p>6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃または空気銃の所</p>	<p><u>ウ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p>	<p>6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃または空気銃の所</p>

(新設)	定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)	エ <u>新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u>	持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく <u>猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)
(10)～(15) 省略		(10)～(15) 省略	
(新設)		(16) <u>法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査の手数料</u>	9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円)
注 省略		注 省略	
別表第7以下 省略		別表第7以下 省略	